

浜の活力再生広域プラン
 （第2期）
 令和4～8年度

1 広域水産業再生委員会

組織名	南島原市広域水産業再生委員会
代表者名	吉田 幸一郎（深江町漁業協同組合 代表理事組合長）

広域委員会の 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・深江地区地域水産業再生委員会（深江町漁業協同組合、南島原市） ・布津地区地域水産業再生委員会（布津町漁業協同組合、南島原市） ・南島原市有家地区地域水産業再生委員会（有家町漁業協同組合、南島原市） ・西有家地区地域水産業再生委員会（西有家町漁業協同組合、南島原市） ・島原半島南部地区地域水産業再生委員会（島原半島南部漁業協同組合、南島原市） ・南島原市延縄・イカ釣り部会（西有家町漁業協同組合、有家町漁業協同組合、布津町漁業協同組合に所属する沖合漁業者） ・長崎県（水産部） ・南島原市
オブザーバー	

対象となる地 域の範囲及び 漁業の種類	<p>長崎県南島原市全域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象漁業者：210名 ・地区別漁業種類別漁業者数 <p>南島原市深江地区（深江町漁協管内）：いかかご、刺網、たこつぼ、げんしき網、藻類養殖の複合漁業（15名）、藻類養殖業（2名）、クルマエビ養殖業（1名）</p> <p>南島原市布津地区（布津町漁協管内）：ごち網漁業（10名）、刺網、藻類養殖の複合漁業（27名）、一本釣り漁業（9名）</p> <p>南島原市有家地区（有家町漁協管内）：一本釣り、延縄、たもすくい、採介藻、たこつぼ、藻類養殖の複合漁業（22名）、一本釣り漁業（5名）、アオサ養殖業（1名）</p> <p>南島原市西有家地区（西有家町漁協管内）：延縄、たもすくいの複合漁業（5名）、たこつぼ、藻類養殖の複合漁業（3名）、刺網漁業（8名）一本釣り、たもすくいの複合漁業（15名）、藻類養殖業（1名）</p> <p>南島原市島原半島南部地区（島原半島南部漁協管内）： 一本釣り漁業（32名）、延縄漁業（3名）、刺網漁業（3名）、</p>
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>たこつぼ漁業（1名）、藻類養殖業（1名）、魚類養殖業（1名）、藻類養殖、刺網の複合漁業（31名）、魚類種苗生産（1名）</p> <p>沖合：延縄漁業（西有家町漁協、有家町漁協、布津町漁協所属）（7名）、いか釣り、かつおひき縄の複合漁業（2名）、いか釣り漁業（4名）</p> <p>（令和3年3月時点（各漁協令和2年度業務報告書））</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 地域の現状

(1) 地域の水産業を取り巻く現状等

<p>本地域の水産業は、有明海、橘湾を漁場とする沿岸漁業が中心であり、一本釣り、刺網、延縄、たこつぼ漁業等の漁船漁業において、マダイ、トラフグ、タコ、イカ、カサゴ、ヒラメ等多様な魚種が水揚げされる。また、養殖業では、有明海は赤潮が頻繁に発生する閉鎖性の高い海域であることから主にワカメ、ヒジキ等の藻類養殖やクルマエビ養殖が行われている。</p> <p>一方、沖合では長崎県五島沖や東シナ海で、アカムツやキンメダイ等を対象とする延縄漁業や対馬を拠点として日本海を漁場とするいか釣り漁業、かつおひき縄漁業が行われている。</p> <p>令和元年の水揚げは沿岸漁業及び養殖業で1,067トン、611百万円、沖合漁業では350トン、723百万円となっており、年々減少している。</p> <p>また、令和元年度の漁業経営者数は439経営体で平成22年度の591経営体から年々減少し、152経営体の減となっている。（別紙1「地域の現状資料」参照）</p> <p>（問題点及び課題）</p> <p>【水揚量の減少】</p> <p>沿岸域において、近年、マアジ、コノシロ、タコなどの水揚げが減少している。現在、ヒラメ、ガザミ、クルマエビなどで実施している種苗放流の取組については、稚仔魚の成長に好適な環境の場所に放流するなど広域的な連携が必要である。</p> <p>藻類養殖においては、高水温の影響などにより生産量は横ばいである。生産増を図るうえでは種苗の安定確保が必要である。</p> <p>【資源管理】</p> <p>対馬を拠点として日本海を漁場とするいか釣り漁業においては、8月～2月のイカ閑散期のかつおひき縄操業時にクロマグロの混獲が散見されるところである。かつおひき縄操業者は、我が国のクロマグロ漁獲上限を遵守する必要があるため、クロマグロの混獲回避が必要となっている。</p> <p>【販路の拡大】</p> <p>本地域内にある世界文化遺産や島原半島ジオパークなどを訪れる観光客が増加しているが、地元の水産物や水産物加工品などの土産品を販売する直売所がないため、地元水産物の需要拡大や、ブランド魚である「島原半島はしり蛸」や「早崎瀬戸あらかぶ」の知名度向上に繋がっていない。</p>

【漁業担い手の減少】

漁業経営体は年々減少している。令和 3 年 3 月 31 日現在の漁業者に占める 60 歳以上の割合は 80.4%であり漁業者の高齢化が顕著である。漁村の維持及び活性化を図るためには漁業後継者の確保・育成が急務である。

(2) その他の関連する現状等

対象地域である南島原市の人口は、平成 17 年の 54,045 人から年々減少しており、令和 2 年では 42,330 人と、平成 17 年と比較して 11,715 人 (21.6%) 減少している。また、65 歳以上の高齢者人口は、平成 17 年で 15,980 人 (29.5%) であったが、令和 2 年には 17,019 人 (40.2%) と高齢化が進んでいる。

対象地域の主な産業は、「農業、林業」(22.4%) が最も高く、次いで「医療、福祉」(17.1%)、「卸売業、小売業」(12.8%) となっており、漁業の占める割合は 7.5%である。

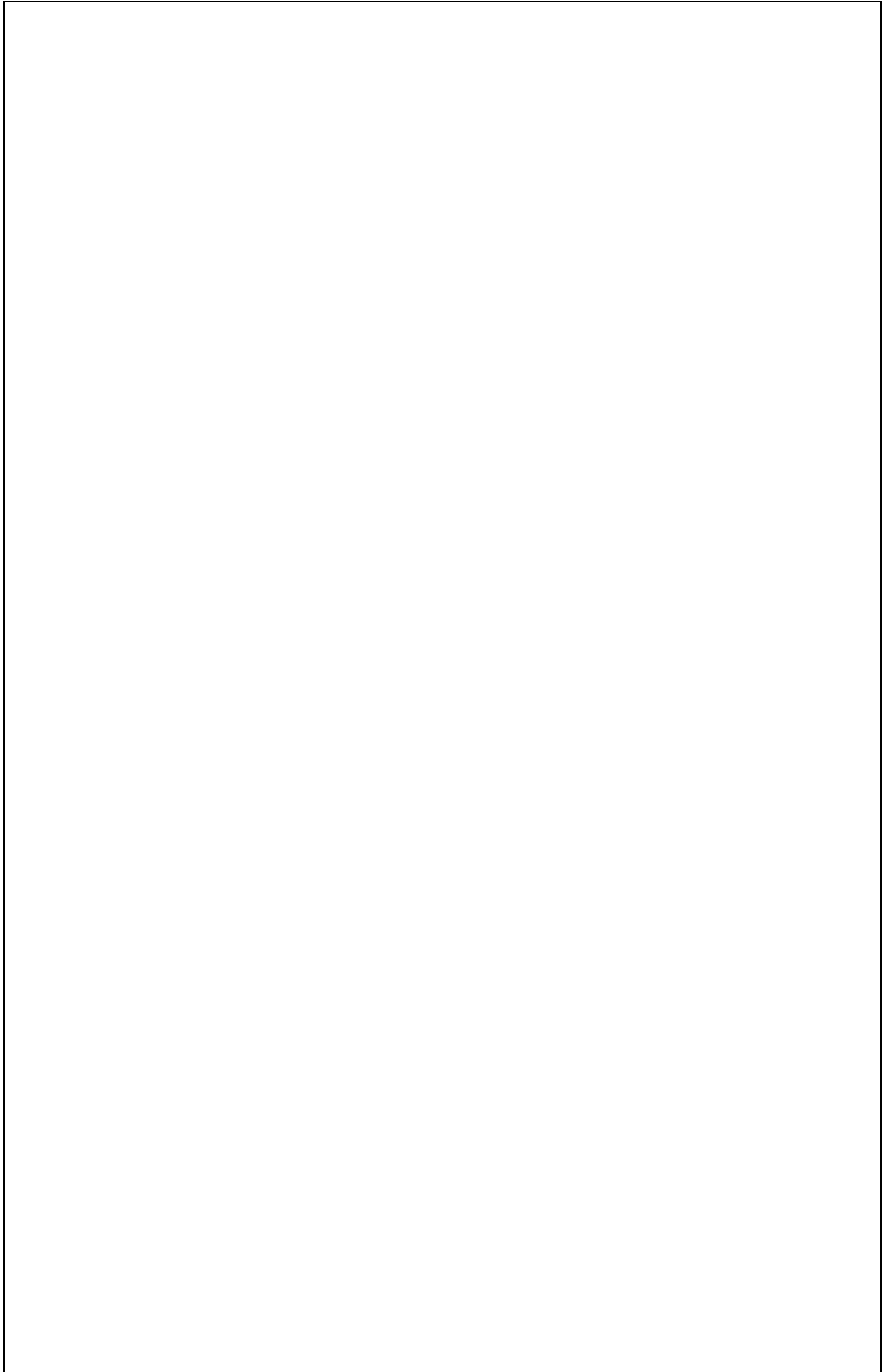
本地域を含む島原半島は、平成 21 年に国内第 1 号の世界ジオパークの認定を受け、また平成 30 年には、原城跡が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成遺産の一つとして世界文化遺産に登録されるなど観光資源に恵まれている。

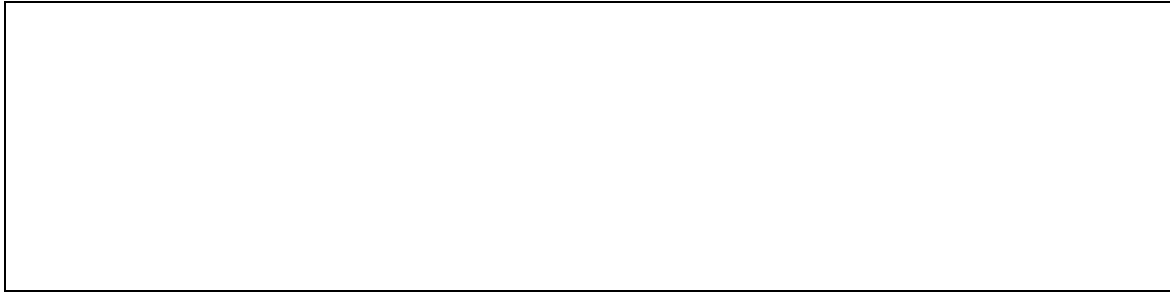
しかしながら、長崎市など県内の主要都市から自動車でも 2 時間程度を要するなど物流、交通アクセスにおいて地理的ハンデを抱えている。

3 競争力強化の取組方針

(1) 機能再編・地域活性化に関する基本方針

① 前期の浜の活力再生広域プランの評価 (成果及び課題等)





② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

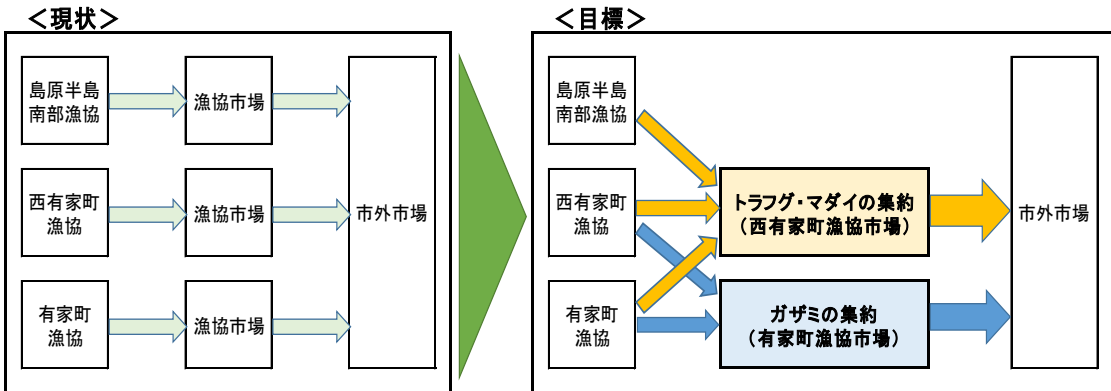
【販売流通対策】

南島原市内5漁協の内、3漁協（有家町漁協、西有家町漁協、島原半島南部漁協）は、それぞれ市場を開設し競りを行っている。そのうち有家町漁協と西有家町漁協は有明海を漁場とし、島原半島南部漁協は、有明海と橘湾の2つの海を漁場としており、水揚げされる魚種や量が異なるため、各漁協市場単位での出荷では、量の不足や取扱業者の不足により魚価の向上が困難となっている。よって、各漁協が協力した集約、共同出荷体制の構築は、魚価の向上を図る上で効果的である。前期の浜プランで進まなかったガザミ等の有家町漁協への集約、共同出荷について、令和4年度より各漁協で異なっていた販売手数料が同率になったことから、漁獲物の集約により水産物の数量をまとめ、競りを行う市場を限定し、買い手側の競争を生み出すことで魚価の向上を図るため、再度、第2期でも有家町漁協と西有家町漁協で春先から夏場まで水揚げされるガザミの有家町漁協市場への集約・出荷について検討し、漁協市場及び市外市場（長崎魚市）への共同出荷に取り組む。また、両漁協共通で漁獲されるトラフグ、マダイについても西有家町漁協市場への集約・出荷の検討を行う。さらに、島原半島南部漁協で漁獲されるトラフグについても、西有家町漁協市場への集約・出荷を検討し、魚価の向上を図る。

県漁連への共同出荷・運搬については、前期に引き続き、同一の輸送会社を使って出荷する取組を継続することで輸送コストの削減を図る。

今後、市が建設予定の物産品直売所に各漁協間で水揚げされた多彩な魚介類から魚種と数量の調整を行い、四季折々の水産物や加工品を揃え、来店者に対して地域水産物のPRと販売量の増大を図る。

ガザミ・トラフグ・マダイの集約



【生産対策】

延縄など沖合で操業する漁業者（西有家町漁協、有家町漁協、布津町漁協）は、僚船と漁海況に関する情報を共有するなど漁場探索の効率化を図り、共同して燃油経費の削減を図る。

藻類養殖においては、近年の高水温の影響によるワカメの生育不良で、生産が不安定なため、生産量の増加を図るうえでは地域に適した種苗の安定確保を図る必要がある。このため、長崎県総合水産試験場が取り組んでいる高水温でも成長が早いワカメ種苗の開発に向けた現地での試験研究に引き続き協力する。また、藻類養殖業者が取り組んでいるワカメの種苗生産については引き続き技術の習得・確立に向けて取り組むとともに、今後、技術の習得に取り組む養殖業者を核として、藻類養殖業者間で種苗の融通や生産方法の情報交換等を行う広域的な種苗供給・生産体制の構築を図る。なお、フリー配偶体技術を使った種苗生産は、生産した種苗を使ったワカメ養殖ができる段階まできており、今後は同技術を使った種苗生産の確立と生産の増大を図り、市内外の他の養殖業者に生産した種苗の供給と生産量の安定増大を目指していく。さらに、県外から種苗を購入し養殖を行っているヒジキ養殖において、地域内で種苗を安価で安定して購入できるようにすることで養殖生産量の安定増大を図るために、ヒジキ種苗生産技術の習得にも取り組む。

また、南島原市内の漁協に所属するほとんどの漁業者は目の前の有明海や橘湾を主たる漁場として漁業を営んでいるが、近年の燃油高止まりによる出漁日数の減少が懸念されることから、一本釣り、刺網、ごち網などの漁船漁業者は、燃油価格が上昇した場合でも引き続き出漁できるよう、市内漁業者を対象とした市の支援策や国の制度等を活用し、漁業経営安定対策に取り組む。

【資源管理】

域内全漁協及び全漁業者は、沿岸地域において、漁場環境改善のための藻場や干潟の保全活動、有明海域の海底耕耘や、島原市、雲仙市、南島原市の各漁協等で組織する有明海栽培漁業推進協議会が行う、ガザミ、トラフグ、カサゴ等の種苗放流など、環境保全や水産資源の回復に連携して取り組む。

また、カサゴの資源管理について、漁協（有家町漁協、西有家町漁協、島原半島南部漁協）及び所属漁業者は、統一的に禁漁期間や漁法の制限を設けるなどの自主規制を実施する。

東シナ海の延縄漁業や日本海及び対馬周辺を漁場とするいか釣り漁業、かつおひき縄漁業では、同じ漁場で操業する漁業者が情報を共有し、連携してクロマグロの共有資源の管理に努める必要があり、当該地域でクロマグロが混獲された際、放流するなど混獲を回避する取組を行うことで適切な資源管理を実施する。

【地域活性化】

市は、本地域にある世界ジオパークや、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成遺産である原城跡などを訪れる観光客などを対象にした原城跡世界遺産センター整備と併せて物産品直売所を設置予定であり、本施設を活用した地元水産加工品などの販売を通じて漁村の活性化を図る。

また、漁業者が地域の観光協会と連携して実施している民泊事業については、養殖ハマチのえさやり体験やヒジキの収穫などの漁業体験、海藻を使った郷土料理の「イギリス」作り体験、地元で水揚げされた魚介類の料理の提供に取り組むことで、魚食の普及や漁村の活性化を図る。

(2) 中核的担い手の育成に関する基本方針

① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）

② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

【担い手の確保】

域内全漁協及び市は、漁業就業者フェアや就業相談会に積極的に参加し、県内の水産高校への情報提供や移住ウェブサイトを活用した活動の取組を行い担い手の確保を図る。また、漁業就業希望者に対して、国及び県の漁業研修制度を活用し漁業就業のための知識や技術習得を支援する。

I ターン者などの漁業就業希望者に対し、漁協、市が連携して住居や中古漁具、技術指導者の斡旋など就業を支援する。

東シナ海延縄漁業や魚類養殖等の雇用型漁業については、航海・漁労機器の整備など経営力強化の取組を支援し、新規就業者の雇用の場の確保を図る。

【担い手の育成】

先進的な技術習得に意欲的に取り組むなど高い経営意識を持ち、資源管理にも積極的に取り組み、地域のリーダーとして期待される漁業者を中核的漁業者に認定し、競争力強化のために必要な機器導入や漁船の更新について支援する。また、優良経営体のモデルとして期待される漁業者に対して、漁協、県、市は連携して経営指導を行い、経営の改善や所得の向上を図る。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

- ・マダコ：体重 100 g 以下採捕禁止（長崎県漁業調整規則）
- ・ガザミ：禁漁期間 6 月 1 日～6 月 15 日（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示）
- ・カサゴ：資源保護区域の設定（自主規制）
 - 保護区域 A 一本釣り漁業の操業禁止期間 1 月 15 日～3 月 15 日
延縄漁業の操業禁止期間 1 月 15 日～3 月 20 日
 - 保護区域 B 延縄漁業の周年操業禁止
 - 保護区域 C 一本釣り漁業の操業禁止期間 1 月 15 日～3 月 15 日
延縄漁業の周年操業禁止
 - 保護区域 D 一本釣り漁業の操業禁止期間 1 月 15 日～3 月 15 日
延縄漁業の操業禁止期間 1 月 15 日～3 月 20 日

アラカブの資源保護にご協力を！

近年アラカブ（カサゴ）の漁獲量は減少しています。
このため、加津佐町と口之津町地先において資源保護区域を設定し操業を自主規制しています。
皆様のご協力をお願いいたします。 **操業自主規制内容**




有明海南部地区漁業者検討会
長崎県漁業協同組合、口之津町漁業協同組合、寛政漁業協同組合、戸有町漁業協同組合、有明地区漁業協同組合

加津佐町地先

(1) ■ の区域

- ・一本釣り漁業は1月15日から3月15日まで操業禁止
- ・延縄漁業は1月15日から3月20日まで操業禁止

（区域の範囲）
加津佐町家田島突端から同町京子島西端に至るまでの海岸線及び次の各点を順次結んだ直線によって囲まれた海域。
①京子島西端から方位255°、1,500mの点、②純田島突端より方位222°、1,500mの点、③純田島突端

口之津町地先

(1) ■ の区域

- ・延縄漁業は周年操業禁止

（区域の範囲）
口之津町小早崎突端から同町上平線灯台に至るまでの海岸線及び次の各点を順次結んだ直線によって囲まれた海域。
①上平線灯台より方位135°、300mの点、②小早崎突端より方位184°、500mの点、小早崎突端

(2) ■ の区域

- ・一本釣り漁業は1月15日から3月15日まで操業禁止
- ・延縄漁業は周年操業禁止

（区域の範囲）
口之津町天狗島突端から同町小早崎突端に至るまでの海岸線及び次の各点を順次結んだ直線によって囲まれた海域。
①、②、③、④天狗島突端より方位244°、1,500mの点、⑤瀬尾島突端より方位197°、1,500mの点、⑥小早崎突端より方位184°、500mの点、⑦

(3) ■ の区域

- ・一本釣り漁業は1月15日から3月15日まで操業禁止
- ・延縄漁業は1月15日から3月20日まで操業禁止

（区域の範囲）
次の各点を順次結んだ直線によって囲まれた海域。
①、②、③、④天狗島突端より方位244°、1,500mの点、⑤瀬尾島突端より方位197°、1,500mの点、⑥小早崎突端より方位184°、500mの点、⑦

(4) 具体的な取組内容 (年度ごとに数値目標とともに記載)

1年目 (令和4年度)

取組内容	<p>(1) 機能再編・地域活性化に関する取組</p> <p>【販売流通対策】</p> <p>① 市場を開設している3漁協(有家町漁協、西有家町漁協、島原半島南部漁協)のうち、有家町漁協と西有家町漁協は、両漁協で春先から夏場にかけて水揚げされるガザミの有家町漁協市場への集約・出荷について協議を開始する。</p> <p>② 県漁連への共同出荷・運搬について、4漁協(深江町漁協、布津町漁協、西有家町漁協、島原半島南部漁協)は、同一の輸送会社を使って運搬し、輸送コストの削減を図る。</p> <p>【生産対策】</p> <p>③ 延縄などの沖合漁業者は、僚船と漁海況に関する情報を共有するなど漁場探索の効率化を図る。</p> <p>④ 藻類養殖業者は、これまで習得に取り組んできたワカメ種苗生産技術について、指導を受けてきた県総合水産試験場(以下、「総合水試」という。)など関係機関と連携し、技術習得に向けた取組を継続する。</p> <p>⑤ 一本釣り、刺網、ごち網などの漁船漁業者は、燃油の価格が上昇した場合に備えるため、漁業経営セーフティネットに引き続き加入する。</p> <p>【資源管理】</p> <p>⑥ 域内全漁協及び全漁業者は、藻場干潟の保全活動、及び種苗放流や新たに策定された資源管理計画の情報共有を図り、効果の高い取組を全地域的に実施する。</p> <p>⑦ 漁協(有家町漁協、西有家町漁協、島原半島南部漁協)及び所属漁業者は、カサゴの資源保護区域の設定や漁法の規制を設けるなどの自主規制を広域で実施する。</p> <p>⑧ 沖合漁業者は、資源保護のためクロマグロの混獲がみられた際、放流するなど混獲を回避するための取組を行う。</p> <p>【地域活性化】</p> <p>⑨ 市は、地域にある世界ジオパークや、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成遺産である原城跡などを訪れる観光客に対して地元水産物や水産物加工品などを販売する直売所の整備や運営方法を検討する。</p> <p>⑩ 漁業者は、観光協会と連携した民泊事業などを通して、養殖ハマチのえさやり体験やヒジキの収穫などの漁業体験、海藻を使った郷土料理の「イギリス」作り体験などを行い、地域活性化を図る。</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(2) 中核的担い手の育成に関する取組</p> <p>【担い手の確保】</p> <p>① 域内全漁協及び市は、漁業就業者フェアや就業相談会に積極的に参加し、県内の水産高校等に情報提供を行うなどの取組を行う。また、漁業就業希望者に対して、国及び県の漁業研修制度を活用し漁業就業のための知識や技術習得を支援する。</p> <p>② 漁協及び市は、Iターン者などの漁業就業希望者に対し、住居や中古漁具、技術指導者を斡旋し、就業を支援する。</p> <p>③ 東シナ海延縄漁業者や魚類養殖業者等は、航海・漁労機器の整備などの経営力強化の取組を行い、雇用の場を確保する。</p> <p>【担い手の育成】</p> <p>④ 広域再生委員会は、先進的な技術習得に意欲的に取り組むなど高い経営意識を持ち、資源管理にも積極的に取り組み、地域のリーダーとして期待される漁業者を中核的漁業者に認定し、競争力強化のために必要な機器導入や漁船の更新について支援する。</p> <p>⑤ 漁協、県、市は連携して優良経営体のモデルとして期待される漁業者に対して、県の事業を活用した経営指導・支援を行い、経営の改善や所得の向上を図る。</p>
活用する支援措置等	<p>(国) 広域浜プラン緊急対策事業(広域浜プラン実証調査)【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 水産業競争力強化緊急施設整備事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業【取組項目(1)③(2)④⑤】</p> <p>(国) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業【取組項目(1)③(2)④⑤】</p> <p>(国) 水産基盤整備事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 農山漁村地域整備交付金事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 浜の活力再生・成長促進交付金事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 港整備交付金事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 漁港機能増進事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 水産業競争力強化漁港機能増進事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 水産多面的機能発揮対策事業【取組項目(1)⑥⑦】</p> <p>(国) 経営体育成総合支援事業【取組項目(2)①②③】</p> <p>(国) 広域浜プラン緊急対策事業(クロマグロ混獲回避活動支援)【取組項目(1)⑧】</p> <p>(国) 漁業経営セーフティネット構築事業【取組項目(1)⑤】</p> <p>(県) 持続可能な新水産業創造事業【取組項目(1)①③】</p> <p>(県) スマート水産業推進事業【取組項目(1)③(2)④⑤】</p> <p>(県) ひとが創る持続可能な漁村推進事業【取組項目(2)①③】</p>

<p>取組内容</p>	<p>(1) 機能再編・地域活性化に関する取組</p> <p>【販売流通対策】</p> <p>① 有家町漁協と西有家町漁協は、両漁協で春先から夏場にかけて水揚げされるガザミの有家町漁協市場への集約・出荷について協議を継続する。</p> <p>② 県漁連への共同出荷・運搬について、4漁協は、同一の輸送会社を使った運搬を継続し、輸送コストの削減を図る。</p> <p>【生産対策】</p> <p>③ 延縄などの沖合漁業者は、僚船と情報を共有するなど漁場探索の効率化を図る。</p> <p>④ 藻類養殖業者は、総合水試等と連携し、引き続き、ワカメの種苗生産技術の習得に取り組む。</p> <p>⑤ 一本釣り、刺網、ごち網などの漁船漁業者は、燃油の価格が上昇した場合に備えるため、漁業経営セーフティーネットに引き続き加入する。</p> <p>【資源管理】</p> <p>⑥ 域内全漁協及び全漁業者は、藻場干潟の保全活動、及び種苗放流や新たに策定された資源管理計画の情報共有を図り、効果の高い取組を引き続き全地域的で実施する。</p> <p>⑦ 漁協（有家町漁協、西有家町漁協、島原半島南部漁協）及び所属漁業者は、カサゴの資源保護区域の設定や漁法の規制を設けるなどの自主規制を広域で実施する。</p> <p>⑧ 沖合漁業者は、資源保護のためクロマグロの混獲がみられた際、放流するなど混獲を回避するための取組を行う。</p> <p>【地域活性化】</p> <p>⑨ 市は、地元水産物や水産物加工品などを販売する直売所の詳細な整備内容と運営方法を決定する。</p> <p>⑩ 漁業者は、観光協会と連携した民泊事業などを通して、養殖ハマチのえさやり体験やヒジキの収穫などの漁業体験、海藻を使った郷土料理の「イギリス」作り体験などを行い、地域活性化を図る。</p> <p>(2) 中核的担い手の育成に関する取組</p> <p>【担い手の確保】</p> <p>① 域内全漁協及び市は、漁業就業者フェアや就業相談会に積極的に参加し、県内の水産高校等に情報提供を行うなどの取組を行う。また、漁業就業希望者</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>に対して、国及び県の漁業研修制度を活用し漁業就業のための知識や技術習得を支援する。</p> <p>② 漁協及び市は、I ターン者などの漁業就業希望者に対し、住居や中古漁具、技術指導者を斡旋し、就業を支援する。</p> <p>③ 東シナ海延縄漁業者や魚類養殖業者等は、航海・漁労機器の整備などの経営力強化の取組を行い、雇用の場を確保する。</p> <p>【担い手の育成】</p> <p>④ 広域再生委員会は、先進的な技術習得に意欲的に取り組むなど高い経営意識を持ち、資源管理にも積極的に取り組み、地域のリーダーとして期待される漁業者を中核的漁業者に認定し、競争力強化のために必要な機器導入や漁船の更新について支援する。</p> <p>⑤ 漁協、県、市は連携して優良経営体のモデルとして期待される漁業者に対して、県の事業を活用した経営指導・支援を行い、経営の改善や所得の向上を図る。</p>
活用する支援措置等	<p>(国) 広域浜プラン緊急対策事業(広域浜プラン実証調査)【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 水産業競争力強化緊急施設整備事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業【取組項目(1)③(2)④⑤】</p> <p>(国) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業【取組項目(1)③(2)④⑤】</p> <p>(国) 水産基盤整備事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 農山漁村地域整備交付金事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 浜の活力再生・成長促進交付金事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 港整備交付金事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 漁港機能増進事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 水産業競争力強化漁港機能増進事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 水産多面的機能発揮対策事業【取組項目(1)⑥⑦】</p> <p>(国) 経営体育成総合支援事業【取組項目(2)①②③】</p> <p>(国) 広域浜プラン緊急対策事業(クロマグロ混獲回避活動支援)【取組項目(1)⑧】</p> <p>(国) 漁業経営セーフティネット構築事業【取組項目(1)⑤】</p> <p>(県) 持続可能な新水産業創造事業【取組項目(1)①③】</p> <p>(県) スマート水産業推進事業【取組項目(1)③(2)④⑤】</p> <p>(県) ひとが創る持続可能な漁村推進事業【取組項目(2)①③】</p>

3年目(令和6年度)

取組内容	<p>(1) 機能再編・地域活性化に関する取組</p> <p>【販売流通対策】</p> <p>① 有家町漁協と西有家町漁協は、ガザミを有家町漁協市場へ集約し、共同出</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

荷を開始するとともに、トラフグやマダイを西有家町漁協市場へ集約し、共同出荷を行うことについて検討する。また、島原半島南部漁協で水揚げされるトラフグの西有家町漁協市場への集約についても検討する。

② 県漁連への共同出荷・運搬について、4漁協は、同一の輸送会社を使った運搬を継続し、輸送コストの削減を図る。

【生産対策】

③ 延縄などの沖合漁業者は、僚船と情報を共有するなど漁場探索の効率化を図る。

④ 藻類養殖業者は、習得したワカメ種苗生産技術により生産する種糸について、市内のワカメ養殖業者を対象とした提供方法等を検討する。また、種苗提供に併せて養殖方法等に関する情報交換を行う。

⑤ 一本釣り、刺網、ごち網などの漁船漁業者は、燃油の価格が上昇した場合に備えるため、漁業経営セーフティーネットに引き続き加入する。

【資源管理】

⑥ 域内全漁協及び全漁業者は、藻場干潟の保全活動、及び種苗放流や新たに策定された資源管理計画の情報共有を図り、効果の高い取組を引き続き全地域的に実施する。

⑦ 漁協（有家町漁協、西有家町漁協、島原半島南部漁協）及び所属漁業者は、カサゴの資源保護区域の設定や漁法の規制を設けるなどの自主規制を広域で実施する。

⑧ 沖合漁業者は、資源保護のためクロマグロの混獲がみられた際、放流するなど混獲を回避するための取組を行う。

【地域活性化】

⑨ 市は、地元水産物や水産物加工品などを販売する直売所の建設に着手する。

⑩ 漁業者は、観光協会と連携した民泊事業などを通して、養殖ハマチのえさやり体験やヒジキの収穫などの漁業体験、海藻を使った郷土料理の「イギリス」作り体験などを行い、地域活性化を図る。

（2）中核的担い手の育成に関する取組

【担い手の確保】

① 域内全漁協及び市は、漁業就業者フェアや就業相談会に積極的に参加し、県内の水産高校等に情報提供を行うなどの取組を行う。また、漁業就業希望者に対して、国及び県の漁業研修制度を活用し漁業就業のための知識や技術習得を支援する。

② 漁協及び市は、Iターン者などの漁業就業希望者に対し、住居や中古漁具、

	<p>技術指導者を斡旋し、就業を支援する。</p> <p>③ 東シナ海延縄漁業者や魚類養殖業者等は、航海・漁労機器の整備などの経営力強化の取組を行い、雇用の場を確保する。</p> <p>【担い手の育成】</p> <p>④ 広域再生委員会は、先進的な技術習得に意欲的に取り組むなど高い経営意識を持ち、資源管理にも積極的に取り組み、地域のリーダーとして期待される漁業者を中核的漁業者に認定し、競争力強化のために必要な機器導入や漁船の更新について支援する。</p> <p>⑤ 漁協、県、市は連携して優良経営体のモデルとして期待される漁業者に対して、県の事業を活用した経営指導・支援を行い、経営の改善や所得の向上を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>(国) 広域浜プラン緊急対策事業(広域浜プラン実証調査)【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 水産業競争力強化緊急施設整備事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業【取組項目(1)③(2)④⑤】</p> <p>(国) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業【取組項目(1)③(2)④⑤】</p> <p>(国) 水産基盤整備事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 農山漁村地域整備交付金事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 浜の活力再生・成長促進交付金事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 港整備交付金事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 漁港機能増進事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 水産業競争力強化漁港機能増進事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 水産多面的機能発揮対策事業【取組項目(1)⑥⑦】</p> <p>(国) 経営体育成総合支援事業【取組項目(2)①②③】</p> <p>(国) 広域浜プラン緊急対策事業(クロマグロ混獲回避活動支援)【取組項目(1)⑧】</p> <p>(国) 漁業経営セーフティネット構築事業【取組項目(1)⑤】</p> <p>(県) 持続可能な新水産業創造事業【取組項目(1)①③】</p> <p>(県) スマート水産業推進事業【取組項目(1)③(2)④⑤】</p> <p>(県) ひとが創る持続可能な漁村推進事業【取組項目(2)①③】</p>

4年目(令和7年度)

<p>取組内容</p>	<p>(1) 機能再編・地域活性化に関する取組</p> <p>【販売流通対策】</p> <p>① 有家町漁協と西有家町漁協は、ガザミを有家町漁協市場へ、トラフグ・マダイを西有家町漁協市場へ集約し、共同出荷を行うとともに、島原半島南部漁協は、トラフグを西有家町漁協市場へ集約し、共同出荷を行う。</p> <p>② 県漁連への共同出荷・運搬について、4漁協は、同一の輸送会社を使った</p>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

運搬を継続し、輸送コストの削減を図る。

【生産対策】

- ③ 延縄などの沖合漁業者は、僚船と情報を共有するなど漁場探索の効率化を図る。
- ④ 藻類養殖業者は、生産したワカメ種苗を希望する養殖業者に提供する。また、引き続き、養殖方法等に関する情報交換を行う。
- ⑤ 一本釣り、刺網、ごち網などの漁船漁業者は、燃油の価格が上昇した場合に備えるため、漁業経営セーフティネットに引き続き加入する。

【資源管理】

- ⑥ 域内全漁協及び全漁業者は、藻場干潟の保全活動、及び種苗放流や新たに策定された資源管理計画の情報共有を図り、効果の高い取組を引き続き全地域的に実施する。
- ⑦ 漁協（有家町漁協、西有家町漁協、島原半島南部漁協）及び所属漁業者は、カサゴの資源保護区域の設定や漁法の規制を設けるなどの自主規制を広域で実施する。
- ⑧ 沖合漁業者は、資源保護のためクロマグロの混獲がみられた際、放流するなど混獲を回避するための取組を行う。

【地域活性化】

- ⑨ 市は、地元水産物や水産物加工品などを販売する直売所の運営を始める。市内5漁協は、各漁協間で直売所において販売する魚種と数量の調整を行い、直売所の商品の品揃えの充実を図る。
- ⑩ 漁業者は、観光協会と連携した民泊事業などを通して、養殖ハマチのえさやり体験やヒジキの収穫などの漁業体験、海藻を使った郷土料理の「イギリス」作り体験などを行い、地域活性化を図る。

(2) 中核的担い手の育成に関する取組

【担い手の確保】

- ① 域内全漁協及び市は、漁業就業者フェアや就業相談会に積極的に参加し、県内の水産高校等に情報提供を行うなどの取組を行う。また、漁業就業希望者に対して、国及び県の漁業研修制度を活用し漁業就業のための知識や技術習得を支援する。
- ② 漁協及び市は、Iターン者などの漁業就業希望者に対し、住居や中古漁具、技術指導者を斡旋し、就業を支援する。
- ③ 東シナ海延縄漁業者や魚類養殖業者等は、航海・漁労機器の整備などの経営力強化の取組を行い、雇用の場を確保する。

	<p>【担い手の育成】</p> <p>④ 広域再生委員会は、先進的な技術習得に意欲的に取り組むなど高い経営意識を持ち、資源管理にも積極的に取り組み、地域のリーダーとして期待される漁業者を中核的漁業者に認定し、競争力強化のために必要な機器導入や漁船の更新について支援する。</p> <p>⑤ 漁協、県、市は連携して優良経営体のモデルとして期待される漁業者に対して、県の事業を活用した経営指導・支援を行い、経営の改善や所得の向上を図る。</p>
活用する支援措置等	<p>(国) 広域浜プラン緊急対策事業(広域浜プラン実証調査)【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 水産業競争力強化緊急施設整備事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業【取組項目(1)③(2)④⑤】</p> <p>(国) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業【取組項目(1)③(2)④⑤】</p> <p>(国) 水産基盤整備事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 農山漁村地域整備交付金事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 浜の活力再生・成長促進交付金事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 港整備交付金事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 漁港機能増進事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 水産業競争力強化漁港機能増進事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 水産多面的機能発揮対策事業【取組項目(1)⑥⑦】</p> <p>(国) 経営体育成総合支援事業【取組項目(2)①②③】</p> <p>(国) 広域浜プラン緊急対策事業(クロマグロ混獲回避活動支援)【取組項目(1)⑧】</p> <p>(国) 漁業経営セーフティネット構築事業【取組項目(1)⑤】</p> <p>(県) 持続可能な新水産業創造事業【取組項目(1)①③】</p> <p>(県) スマート水産業推進事業【取組項目(1)③(2)④⑤】</p> <p>(県) ひとが創る持続可能な漁村推進事業【取組項目(2)①③】</p>

5年目(令和8年度)

取組内容	<p>(1) 機能再編・地域活性化に関する取組</p> <p>【販売流通対策】</p> <p>① 有家町漁協と西有家町漁協は、引き続き、ガザミを有家町漁協市場へ、トラフグ・マダイを西有家町漁協市場へ集約し、共同出荷を行う。また、島原半島南部漁協は、引き続き、トラフグを西有家町漁協市場へ集約し、共同出荷を行うとともに、トラフグ以外の魚種で有家町漁協及び西有家町漁協と集約できる魚種について協議・検討を行う。</p> <p>② 県漁連への共同出荷・運搬について、4漁協は、同一の輸送会社を使った運搬を継続し、輸送コストの削減を図る。</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【生産対策】

- ③ 延縄などの沖合漁業者は、僚船と情報を共有するなど漁場探索の効率化を図る。
- ④ 藻類養殖業者は、引き続き、生産したワカメ種苗を希望する養殖業者に提供する。また、引き続き、養殖方法等に関する情報交換を行う。さらに、ヒジキ種苗生産技術の習得に取り組む。
- ⑤ 一本釣り、刺網、ごち網などの漁船漁業者は、燃油の価格が上昇した場合に備えるため、漁業経営セーフティーネットに引き続き加入する。

【資源管理】

- ⑥ 域内全漁協及び全漁業者は、藻場干潟の保全活動、及び種苗放流や新たに策定された資源管理計画の情報共有を図り、効果の高い取組を引き続き全地域的に実施する。
- ⑦ 漁協（有家町漁協、西有家町漁協、島原半島南部漁協）及び所属漁業者は、カサゴの資源保護区域の設定や漁法の規制を設けるなどの自主規制を広域で実施する。
- ⑧ 沖合漁業者は、資源保護のためクロマグロの混獲がみられた際、放流するなど混獲を回避するための取組を行う。

【地域活性化】

- ⑨ 市は直売所の運営を継続する。市内5漁協は、引き続き、各漁協間で直売所において販売する魚種と数量の調整を行い、直売所の商品の品揃えの充実を図る。
- ⑩ 漁業者は、観光協会と連携した民泊事業などを通して、養殖ハマチのえさやり体験やヒジキの収穫などの漁業体験、海藻を使った郷土料理の「イギリス」作り体験などを行い、地域活性化を図る。

(2) 中核的担い手の育成に関する取組

【担い手の確保】

- ① 域内全漁協及び市は、漁業就業者フェアや就業相談会に積極的に参加し、県内の水産高校等に情報提供を行うなどの取組を行う。また、漁業就業希望者に対して、国及び県の漁業研修制度を活用し漁業就業のための知識や技術習得を支援する。
- ② 漁協及び市は、Iターン者などの漁業就業希望者に対し、住居や中古漁具、技術指導者を斡旋し、就業を支援する。
- ③ 東シナ海延縄漁業者や魚類養殖業者等は、航海・漁労機器の整備などの経営力強化の取組を行い、雇用の場を確保する。

	<p>【担い手の育成】</p> <p>④ 広域再生委員会は、先進的な技術習得に意欲的に取り組むなど高い経営意識を持ち、資源管理にも積極的に取り組み、地域のリーダーとして期待される漁業者を中核的漁業者に認定し、競争力強化のために必要な機器導入や漁船の更新について支援する。</p> <p>⑤ 漁協、県、市は連携して優良経営体のモデルとして期待される漁業者に対して、県の事業を活用した経営指導・支援を行い、経営の改善や所得の向上を図る。</p>
活用する支援措置等	<p>(国) 広域浜プラン緊急対策事業(広域浜プラン実証調査)【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 水産業競争力強化緊急施設整備事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業【取組項目(1)③(2)④⑤】</p> <p>(国) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業【取組項目(1)③(2)④⑤】</p> <p>(国) 水産基盤整備事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 農山漁村地域整備交付金事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 浜の活力再生・成長促進交付金事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 港整備交付金事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 漁港機能増進事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 水産業競争力強化漁港機能増進事業【取組項目(1)①】</p> <p>(国) 水産多面的機能発揮対策事業【取組項目(1)⑥⑦】</p> <p>(国) 経営体育成総合支援事業【取組項目(2)①②③】</p> <p>(国) 広域浜プラン緊急対策事業(クロマグロ混獲回避活動支援)【取組項目(1)⑧】</p> <p>(国) 漁業経営セーフティネット構築事業【取組項目(1)⑤】</p> <p>(県) 持続可能な新水産業創造事業【取組項目(1)①③】</p> <p>(県) スマート水産業推進事業【取組項目(1)③(2)④⑤】</p> <p>(県) ひとが創る持続可能な漁村推進事業【取組項目(2)①③】</p>

(5) 関係機関との連携

種苗生産等の専門的な知識が必要となる取組は、漁業者や種苗生産者と長崎県総合水産試験場や長崎大学、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所長崎庁舎との間で情報交換や技術支援について連携を図る。

(6) 他産業との連携

地域活性化の取組について、漁業者と市内の観光協会は、民泊事業の実施など企画運営において連携を図る。

4 成果目標

(1) 成果目標の考え方

機能再編・地域活性化については、漁協市場への漁獲物の集約により水産物の供給不足を補い、買い手側の競争を生みだすことで魚価の向上を図ることとしていることから、地域の主要魚種であり、先行して集約の検討・取組を進めるガザミの単価により成果目標を設定する。

また、担い手の育成については、新規就業者の確保を中心に取り組むこととしていることから漁業研修制度等を活用した新規就業者数を成果目標として設定する。

(2) 成果目標

ガザミの単価向上 5%	基準年	平成 29 年～令和 3 年の 5 中 3 平均： 1,408 (円/kg)
	目標年	令和 8 年：1,479 (円/kg)
新規就業者数の確保 5 人	基準年	平成 29 年度～令和 3 年度の新規就業者数： 3 (人)
	目標年	令和 4 年度～令和 8 年度までの新規就業者数： 5 (人)

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

【ガザミの単価向上 5%】

有家町漁協及び西有家町漁協のガザミの 1 kgあたりの平均単価について、平成 29 年から令和 3 年の 5 年中、最大年と最小年を除いた 3 年平均を基準年の単価として、機能再編・地域活性化の取組による単価の 5%向上を目標値とした。

(別紙 2 「成果目標資料」 参照)

【新規就業者数の確保 5 人】

県の漁業研修制度等を活用して、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間で 3 名の新規就業者を確保した。第 2 期は、引き続き研修制度を活用し、毎年 1 名の新規就業者の確保を目指し、5 年間で 5 名の確保を目標とする。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性
広域浜プラン緊急対策事業 (国) (広域浜プラン実証調査)	プラン実現のための調査や試験等への取組に対する支援

水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）	各施設の再編や、新たな施設整備等への支援
競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）	所得向上やコスト削減のために漁業者が取り組む機関換装等への支援
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）	中核的漁業者の収益向上に必要な漁船リースへの支援
水産基盤整備事業（国）	漁業生産及び流通加工の拠点となる漁港及び漁場の機能向上のため、漁港施設、漁場施設等の整備
農山漁村地域整備交付金事業（国）	漁業生産及び流通加工の拠点となる漁港及び漁場の機能向上のため、漁港施設、漁場施設等の整備
浜の活力再生・成長促進交付金事業（国）	漁業生産及び流通加工の拠点となる漁港の機能向上のため、漁港施設等の整備
港整備交付金事業（国）	生活環境の向上及び水産業の振興により地域の再生を図るための港湾施設（地方港湾）及び漁港（第一種または第二種）を一体的に整備
漁港機能増進事業（国）	漁村の活力を高めていくための漁業者の就労環境の改善、漁港利用者の安全性の向上に繋がる施設を整備
水産業競争力強化漁港機能増進事業（国）	競争力のある生産・流通体制を構築するために必要となる漁港施設等の整備に対する支援
水産多面的機能発揮対策事業（国）	漁業者が行う漁場環境保全活動等に対する支援
経営体育成総合支援事業（国）	新規就業者確保のための、フェア参加や漁業研修等に対する支援
広域浜プラン緊急対策事業（国） （クロマグロ混獲回避活動支援）	かつおひき縄漁業者が安定的操業を図るため、クロマグロ混獲が確認された際、混獲を回避するための取組に対する支援
漁業経営セーフティネット構築事業（国）	燃油の価格が上昇した場合の影響緩和のための対策
持続可能な新水産業創造事業（県）	プラン実現のために必要な施設整備等に対する支援
スマート水産業推進事業（県）	漁業所得向上のために、漁業者に対する経営診断、及び経営計画の策定に対する支援
ひとが創る持続可能な漁村推進事業（県）	新規就業希望者の漁業研修中の生活費等に対する支援